

第 2 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 7 月 3 1 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年7月31日(金) 午後15時00分から15時35分

2. 開催場所 セタナ町役場 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(2人)

1番	竹	内	厚	子
6番	阿	部	紹	子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
第4	議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について
第5	議案第3号 土地現況証明願について
第6	議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
第7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 26 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦勞様でございました。 大変忙しい時期に入ってきました。厳しい暑さの中ですが、朝晩は涼しく感じられるようになりました。 先日の熊本地震で、多くの被災者、亡くなられた方が 35 名、今現在救出を待っている方も多くいらっしゃるとのこと。生存率が下がる 72 時間が過ぎようとしております。余震が続く中、懸命の救出活動が行われております。 被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方には心よりご冥福を申し上げます。
会長	本日の総会は、議案第 5 号まで案件がございます。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございます。 本日、1 番竹内委員、6 番阿部委員より欠席の届出がございました。 只今の出席委員は 13 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、8 番坪井委員、9 番高橋委員を指名いたします。この指名は、第 26 回総会開会中といたします。
	【日程第 2 会期の決定について】
議長	「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について】

議長

議長

事務局

議案第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について。

あっせんの申出のあった、別紙農用地について、農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づき、せたな町長に要請するものとする。

令和 8 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

番号 1 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきまして
は、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の
計 45 筆、面積が合わせまして [redacted]m²、現況地目は田と用悪水路で
ございます。場所につきましては、4 ページの図 1 の赤線で囲っている部分で
ございます。

事務局

番号 2 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

買入予定者、[redacted]さん。所在にわきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 42 筆、面積が [redacted]㎡、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、4 ページの図 1 の黄線で囲っている部分でございます。

事務局

番号 3 番。農地の所有者、[redacted] [redacted] さま

ん。買入予定者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計12筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、5ページ

事務局

の図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 4 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
買入予定者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、
面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場
所につきましては、6 ページの図 3 のとおりでございます。

事務局

番号 5 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
買入予定者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては
は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせ
まして [REDACTED] m²、現況地目は田でございます。場所につきましては、7 ペ
ージの図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 6 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。買入予定者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまし
て [REDACTED] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、
8 ページの図 5 のとおりでございます。

事務局

以上 6 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い致します。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題
といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

事務局

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するように要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 8 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 126・130 番。利用権の設定等を受ける者、

、さん。利用権の設定等をする者、

、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑と転作田、こちらの契約につきましては使用賃借でございまして、期間につきましては、2026 年 8 月から 2029 年 8 月までの 3 年間でございます。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 127・131 番。利用権の設定等を受ける者、

、さん。利用権の設定等をする者、

、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 8 月から 2029 年 8 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格は 円、継続でございます。

事務局

番号 126、127 は、元々氏と使用賃借及び賃貸借しておりました。氏が亡くなられ、ご家族の連絡先がわからずそのままになっていたものでございます。農協の協力により氏の娘さんのさんと連絡がとれたため、改めて使用賃借及び賃貸借契約を結ぶものとなってございます。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 128・132 番。利用権の設定等を受ける者、

、さん。利用権の設定等をする者、

、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 8 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は全て普通畑となっておりますが、田んぼ 3 筆全て畑地化しておりますことから普通畑としております。こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 8 月から 2028 年 8 月までの 2 年間、畑地化事業終了までの期間でございます。単価は畑地化しておりますことから、田んぼ、畑ともに 円、賃貸価格

事務局 は 〇〇〇〇 円、新規でございます。

事務局 資料 12 ページをご覧ください。

番号 129・133 番。利用権の設定等を受ける者、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇 さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 の計 9 筆、面積が合わせまし
て 〇〇〇〇 ㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でご
ざいまして、期間につきましては、2026 年 8 月から 2031 年 8 月までの 5 年
間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

事務局 こちらも元々 〇〇〇〇 氏と賃貸借しておりました。〇〇〇 氏が亡くなられ
相続された娘さんの 〇〇〇〇 さんと改めて賃貸借契約を結ぶものとなって
ございます。

事務局 以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18
条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたしま
す。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定す
るものとする。

令和 8 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 14 番。所在につきましては、XXXXXXXXXX、面積が XXXX m²、公簿地目は原野、現況地目は畑、利用状況につきましては昭和年不詳より畑でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者・願出者共に、XXXXXXXXXX、XXXX さんでございます。

2026 年 7 月 16 日に金谷委員、大口委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し現況地目通り畑であることを確認しております。場所につきましては、15 ページの図 6 のとおりでございます。

事務局

番号 15 番。所在につきましては、XXXXXXXXXX、面積が XXXX m²、公簿地目は原野、現況地目は畑、利用状況につきましては昭和年不詳より畑でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者・願出者共に XXXXXXXXXX、XXXX さんでございます。

2026 年 7 月 16 日に金谷委員、大口委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し現況地目通り畑であることを確認しております。場所につきましては、15 ページの図 6 のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、申し合わせ決議が承認され、改めて農業委員会として綱紀粛正の徹底を図ることが確認されました。令和 2 年度以降も同様に取り組むよう北海道農業会議代表理事長から通知があったことから、年間計画でも実施する

事務局	よう計画しておりました。 それでは朗読いたします。
事務局	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
事務局	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
事務局	1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
事務局	2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
事務局	令和8年7月31日提出。せたな町農業委員会会長。 以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第4号について質疑ございませんか。
議長	はい、松崎委員。
松崎委員	農業委員会法第31条の議事参与の制限についてですが、昔に立ち返って、議事に関係している委員は退席するべきだと思います。個人的な意見ですが、なかなか本人を目の前にしては言いづらいこともあるので、退席してもらって話し合った方がいいのではないかと。
議長	はい、これに対して事務局何かありますか。
事務局	事務局からは答えられるものではないです。委員さん皆さんの...
松崎委員	通る通らないは別として、私の意見ですので。
議長	では、私の方から少し。以前は委員が議事に関係していることが多く、その都度退席してしており、多くの時間をロスしていました。北海道農

議長 業会議の方にも相談し回答を得た上で、退席しないという形になりました。厚沢部町でも退席しないで進めようという方向で動いているとききました。

この場で決を決るということではなく、皆さんの意見を伺って、今後の参考にしたいと思います。他に意見ございますか。

議長 はい、高橋委員。

高橋委員 議事参与制限の制限というのは、どこまでなのか。どこまでが参与制限に入るのかを教えてほしいのですが。親兄弟、会社組織とか、従業員の関係とか。

事務局 今、そういうケースになる方がいなかったの、そこまで想定してなかったのですが。例えば、[]さんが議事にあがった場合、[]委員に議事制限がかかります。

他に、[]さんのような会社の場合は、調べてみないと何とも、、、というところです。

事務局 どこまでの範囲ということはどうなっている。

事務局長 具体的に調べたことがないので、その辺は調べてみます。

事務局 今、インターネットで調べましたら、委員が自己や同居の親族、配偶者に関する案件については、その議事に参加できないということです。

別居ならいいのか？という、[]委員は現在息子さんと別居ですので、、、

役員を務める農地保有適格法人も参与制限になるのとのこと。従業員は関係はないです。

高橋委員 例えば、弟が持っている農地を賃貸や売買するとしたら、議事参与制限がかかるのかどうか。

事務局 別居の親族ですので、厳密に言えばならない。法律の解釈通り言えばかからないということだと思います。

議長 その中身については、また改めてきちんと整理するということで。議事参与制限で、退席するかしないかのご意見を頂きたいと。

議長 はい。大羽委員。

大羽委員 議事参与制限での退席というのではなく、ある案件についてその委員に退席してほしいという、こちらからの要望で退席してもらうということはあるのでしょうか。

議長	あくまでも、発言権がないというだけで、この案件については退席しなさいとは言えない。その人に対して意見があるから、退席にしてほしいということとはできない。
松崎委員	それでは、意見が出てこないと思うんですよ。本人がその場には、他の委員が何か述べたいと思っても出てこない。そして、後々問題が出てくるのではないかと思います。
議長	はい、松崎委員の言うことはわかります。 その他に、意見はございますか。
玉木委員	以前は退席していたが途中から退席しなくていいことになった経緯。記憶がないのだけれど、、、
事務局長	過去の議事録を調べてみるとわかると思います。 以前は退席していました。途中から退席しないということに決定しました。
玉木委員	北海道農業会議からの指示ではなく、各農業委員会での取り決めなのだから。そうであれば、元に戻すべきだと思う。
議長	はい、それは個人的な意見ということでわかります。 北海道常設審議委員会でも議事参与制限で退席なしということで進めています。退席せず着席のままの方に対する意見も出ます。遠慮せずに意見を出し合うということで。 この田舎のせたな町の農業委員に関しては、皆がご近所同士といってもいい感じですので、松崎委員の言う通り意見を述べづらいという考えもわかります。総会をスムーズに行うために、退席という形になったのです。 今後どのようにするかは、次回 27 回総会後の協議会で皆様のご意見を聞いて判断したいと思います。
玉木委員	これは多数決という問題ではない。皆さん一人一人の意見だから。
議長	皆様のご意見を聞いて、こちらで判断したいと思います。 そういう形で、松崎委員いかがですか。
松崎委員	はい、よろしいです。
議長	では、議案第 4 号について、他に質疑ございませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について】

「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局より説明願います。松林係長。

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 8 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 134・135 番。利用権の設定等を受ける者、

[illegible]

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 38 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用
目的は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまし
て、期間につきましては、2026 年 8 月から 2029 年 8 月までの 3 年間、田の
単価が [REDACTED]円、畑の単価は [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、新規でご
ざいます。

終期切れる前までは、〇〇の〇〇さんが利用されていた所を今年から〇〇さんで牧草畑にするというものでございます。

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第26回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 28 日

会議録署名委員

8 番 坪井 博之

9 番 高橋 光也

議長 原田 喜博